

社会福祉法人邑元会役員報酬規程

社会福祉法人邑元会定款（以下「定款」という。）が定める定款第8条及び第21条の規程に基づき、社会福祉法人邑元会役員報酬規程を、次のように定める。

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人邑元会（以下「本会」という。）が定める定款第8条及び第21条の規程に基づき、社会福祉法人邑元会役員報酬規程を定めるものである。

（報酬の額）

第2条 役員報酬は、別表1に定める報酬額を支給する。

2 研修会参加等の費用弁償は別表2とする。

（支給期間）

第3条 役員報酬は、その選任された月分から任期満了、退職の月まで支給する。

（支給日）

第4条 役員報酬は、当月の25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たる場合は、その前日に支給する。

2 理事会開催時の役員報酬については当日支給を原則とする。

3 役員の実務に対する報酬を当月に支給する。

（職員が役員を兼務した場合の報酬）

第5条 職員が役員を兼任する間は、役員報酬を支給しない。

（委任）

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

社会福祉法人邑元会役員の報酬及び費用弁償に関する内規
（平成7年4月1日）は廃止する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 2月12日から施行する。

この規程は、平成27年 2月12日から施行する。

この規程は、平成27年 5月29日から施行する。

この規程は、平成29年 6月14日から施行する。

別表1 役員報酬額

	役員報酬額	
理事長	1回 20,000円	法人関係業務・経営打合せ等 人事関係業務・処遇関係業務等
常務理事	1回 20,000円	法人関係業務・経営会議等
理事	1回 10,000円	法人関係業務・経営会議等
監事	1回 10,000円	法人関係業務・経営会議等
	1回 30,000円	監事監査
理事・監事・評議	1回 6,000円	理事会・評議員会参加
	継続的に実務を提供する役員 300,000円（月）以下とする	※継続的な運営・経営業務 ※週1回3時間程度の勤務条件とする

別表2 役員・評議員費用弁償

理事・監事・評議員	研修等の参加時の費用弁償については実費を支給する 詳細については社会福祉法人邑元会旅費規程を準用する
-----------	---